

第 1 回 横浜市社会福祉審議会 会議録	
日 時	平成 25 年 2 月 12 日 (火) 18 時 30 分～20 時 45 分
開 催 場 所	ワークピア横浜 くじゃく
出 席 者	斉藤委員、坂井委員、大山委員、小池委員、坂田委員、佐々木委員、竹田委員、 中野委員、長谷川委員、早坂委員、堀越委員、熊澤委員、橋本委員、平井委員、 藤塚委員、古谷委員、横井委員、渡部委員 (18 名)
欠 席 者	中西委員、松井委員、岩沢委員、新保委員 (4 名)
開 催 形 態	公開 傍聴人なし
議 題	1 委員紹介 2 横浜市社会福祉審議会の概要 3 議題 (1) 委員長の選出・委員長職務代理者の指名 (2) 委員の所属専門分科会の指名・専門分科会長の選出・専門分科会長職務代理者の指名 (3) 幹事の任命 (4) 社会福祉審議会答申(平成 23 年 3 月 7 日付)への取組について 4 報告 (1) 平成 25 年度健康福祉局予算(案)について (2) 地域主権改革(第 1 次及び第 2 次一括法等)に伴う条例の制定・改正について (3) 横浜市のまちづくり条例の改正について (4) 「よこはま保健医療プラン 2013」の策定について (5) 「第 2 期健康横浜 21」の策定について 5 その他

開会	
開会、定足数報告、会議の公開について	
1 委員紹介	
	資料 1 「委員名簿」にそって、委員の紹介 出席している健康福祉局幹部職員の紹介および局長からあいさつ
2 横浜市社会福祉審議会の概要	
企 画 課 長	横浜市社会福祉審議会の概要について、ご説明します。 <資料 2 横浜市社会福祉審議会について 説明>
3 議題	
(1) 委員長の選出・委員長職務代理者の指名	
企 画 課 長	それでは、本日の議題 1 番目の「委員長の選出・委員長職務代理者の指名」でございます。社会福祉法第 10 条では、委員長は委員の互選により選出することとなっております。どなたか、ご推薦等をお願いできればと考えております。
中 野 委 員	ぜひ委員長には、前期に引き続きまして佐々木委員にお願いしたいと思っております。

企 画 課 長	<p>(異議なし)</p> <p>ただいま、「前期に引き続き佐々木委員に」とのご推薦をいただきましたが、佐々木委員に委員長をお願いすることで、委員の皆様、よろしいでしょうか。</p> <p>(拍 手)</p>
企 画 課 長	<p>それでは、佐々木委員を本審議会の委員長と決定させていただきます。佐々木委員長、よろしく願いいたします。恐れ入りますが、お席の移動をよろしく願いいたします。</p> <p>(佐々木委員、委員長席へ移動)</p>
企 画 課 長	<p>それでは、佐々木委員長から一言ご挨拶をお願いします。</p>
佐々木委員長	<p>佐々木でございます。前期に引き続きということになりますけれども、委員長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。</p> <p>先ほど説明がございましたけれども、当社会福祉審議会は、社会福祉法に規定されている審議会でございます。社会福祉に関する調査審議をするために設置をされているものでございます。ご存じのように、今、福祉課題が大変多様化しておりますし、非常に難しい問題も抱えております。そういう中で、市民の方々の社会福祉に対する期待は大変大きなものがございます。ぜひ、この審議会で活発なご議論をいただきまして、横浜市の福祉の発展、向上につながるようになればと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、議事に戻りたいと思います。</p> <p>委員長職務代理者の指名でございますが、横浜市社会福祉審議会条例第 3 条によりますと、委員長が指名するとされております。前期に引き続き橋本委員を委員長職務代理者に指名させていただきたいと思っております。</p> <p>橋本委員、いかがでございましょうか。</p> <p>(橋本委員 一礼)</p> <p>ありがとうございます。それでは橋本委員、よろしく願いいたします。お席の移動をお願い申し上げます。</p> <p>(橋本委員、職務代理者席へ移動)</p>
<p>3 議題</p> <p>(2) 委員の所属専門分科会の指名・専門分科会長の選出・専門分科会長職務代理者の指名</p>	
佐々木委員長	<p>次に、(2)の「委員の所属専門分科会の指名・専門分科会長の選出・専門分科会長職務代理者の指名」でございます。まず、委員の所属専門分科会の指名についてですが、本審議会には民生委員審査専門分科会、身体障害者福祉専門分科会及び高齢者福祉専門分科会の 3 つの分科会と、身体障害者福祉専門分科会の審査部会が</p>

企 画 課 長	<p>設置されております。委員の皆様には1つ以上の分科会に所属していただいております。社会福祉法施行令第2条、第3条及び横浜市社会福祉審議会条例第6条によれば、委員長が指名することとされております。恐縮ではございますが、私から指名をさせていただきます。事務局から案を配付し、説明をお願いいたします。</p> <p>(事務局 配付)</p> <p>それでは説明に入らせていただきます。名簿案をお配りさせていただきましたが、1ページ目をご覧ください。これまでの経過を踏まえまして、お名前の右側に記載しています専門分科会への所属をお願いできればと考えております。新任の委員の皆様方につきましては、前任の委員の所属していた専門分科会に所属していただきたいと考えております。</p> <p>また、3ページ目をご覧くださいなのですが、こちらに記載の臨時委員の先生方には身体障害者障害程度審査部会に所属していただきまして、身体障害者の障害程度審査などをお願いする予定でおりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
佐々木委員長	<p>ただいま説明がございましたが、このように考えております。委員の皆様、よろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
佐々木委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>次に、専門分科会長の選出でございます。横浜市社会福祉審議会条例第6条第2項では、専門分科会長は専門分科会において選任することとされております。本来ですと分科会ごとに決めていただくところですが、時間の都合がございますので、略式ではありますが、この場合で決めたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
佐々木委員長	<p>それでは、お配りしました名簿の2ページをご覧ください。</p> <p>まず民生委員審査会専門部会の会長、職務代理者については、従来から市会健康福祉・病院経営委員会の委員長、副委員長をお願いしております。そこで、会長を斉藤委員、職務代理は坂井委員をお願いしたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
佐々木委員長	<p>続いて、身体障害者福祉専門部会ですが、これまで会長を市身体障害者団体連合会理事長をお願いしておりますので、平井委員をお願いしたいと思います。また、職務代理者については、委員の変更がありましたので、引き続きお引き受けいただいたリハビリテーション事業団の小池委員をお願いできればと考えます。分科会の</p>

<p>佐々木委員長</p> <p>佐々木委員長</p>	<p>委員の皆様、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>続いて、高齢者福祉専門分科会についてですが、これまで分科会長に学識経験のある委員、職務代理者を福祉事業経営者会会長にお願いしております。今期も新保委員、松井委員にお願いをしたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>なお、本日、両委員はご欠席ですが、ご意向を伺ったところ、了承をいただいております。</p> <p>では、説明は以上となりますが、以上のように選任をさせていただきますので、各分科会長、そして職務代理者の皆様よろしく願いいたします。</p>
<p>3 議題</p> <p>(3) 幹事の任命</p>	
<p>佐々木委員長</p>	<p>次に、(3)の「幹事の任命」でございますが、幹事は横浜市社会福祉審議会運営要綱第7条によって、市の職員のうちから委員長が任命することになっております。先ほどお配りしました名簿の4ページをご覧ください。名簿に記載されております健康福祉局長以下11人をお願いしたいと思います。幹事の皆様、よろしく願いいたします。</p> <p>以上で、新委員による体制が決まりました。3年間、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
<p>3 議題</p> <p>(4) 社会福祉審議会答申(平成23年3月7日付)への取組について</p>	
<p>佐々木委員長</p> <p>企画課長</p> <p>佐々木委員長</p> <p>長谷川委員</p>	<p>それでは、続きまして(4)の社会福祉審議会答申への取り組みについて、事務局から説明をお願いいたします。</p> <p>それでは、資料3-1、3-2につきまして、ご説明させていただきます。</p> <p><資料3-1、資料3-2について 説明></p> <p>ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がありましたら、お願いします。</p> <p>長谷川です。3番の「ひとり暮らし高齢者「地域で見守り」推進事業」について、昨年9月以降、市内民生委員で調査を行ってまいりましたが、18区の取り組みが統一性に非常に欠けている、ばらばらであることが各区の会長からのフリートークでわかってまいりました。</p> <p>例えば、用紙の大きさがA3のほか、A4の区があったり、また、訪問グッズに</p>

	<p>ついて、あるいは、用紙の提出先が役所でなく、ある区では包括へ提出をしてほしいとか、18区さまざまな対応がされていました。これから平成25年度、全区的に行うということであれば、市内統一性をぜひひとつ考えていただいてご指導願いますようお願いいたします。</p> <p>もう一つ、「災害時要援護者支援事業」では、これは町内会で行うことを指していると思いますが、名簿の管理はどのような形で管理されるのか、うわさでは町内会へお返しをして管理をしてもらうというようなことも聞いておりますので、しっかりした管理についてのご指導をいただかなければ、いろいろな問題が生じてくるという思いがしました。</p>
<p>佐々木委員長</p>	<p>ただいまのご意見、ご指摘について、事務局から何か説明はありますか。</p>
<p>地域福祉保健部長</p>	<p>まず、資料3-2の3番目「ひとり暮らし高齢者の「地域で見守り」推進事業」ですが、平成23年度にモデル事業を行い、その後全区展開ということで、平成24年度については区の準備状況がかなりばらばらでした。平成25年度については、今いただいたご指摘やご意見を区に伝え、できるだけ統一された形で実施ができるように準備を進めてまいりたいと思います。</p> <p>また、2番の「災害時要援護者支援事業」ですが、連合自治会、自治会町内会、地域防災拠点の運営協議会の3つの団体を名簿提供先と考えております。名簿の管理については、事前に研修等を行い、個人情報の取り扱いは十分注意していただけるよう、協議をしながら進めていきたいと考えております。</p>
<p>佐々木委員長</p>	<p>よろしゅうございますか。</p>
<p>長谷川委員</p>	<p>はい。</p>
<p>坂井委員</p>	<p>孤独死や孤独予防ということですが、この辺の見きわめといたしますか、その辺の線引きはどうお考えなのか、孤立の定義と、孤立死についてお聞かせ願いますか。</p>
<p>地域福祉保健部長</p>	<p>それでは、資料3-2の3枚目にあります記者発表資料の裏面をご覧ください。「報告書の主なポイント」の「基本的な考え方」の1番目に、突発的な事故、疾病等により「誰にも看取られない死」を迎える可能性について記載しておりまして、「誰にも看取られない死」というのを孤立死と定義しています。</p> <p>特に、その前提となる孤立化の状態、まず家族ですとか親族、行政、それから地域の皆さんとのかかわりが非常に乏しい状態、いざというときに必要な支援やサービスを受けることができない、またはご本人が求められない状態にあることを孤立化と定義しました。それから、孤立死については、そのような状態にある方が亡くなられて、相当期間放置されている状態を孤立死と定義しております。</p>
<p>坂井委員</p>	<p>では、例えば、亡くなられて二、三日ぐらいでご家族の方がちょうど来て、亡くなられていた、というのは孤立死ではないということでしょうか。</p>
<p>地域福祉保健部長</p>	<p>期間の定めは特にしていませんが、実際には、死に至る過程で誰にも看取られず</p>

	に亡くなられた場合については、孤立死になろうかと思えます。
坂井委員	独居の方だったら、そういうことは若い方でもあり得るということですか。
地域福祉保健部長	そうです。この取り組みでは気づきの目を重層的につくり、地域の皆さん、それから行政も見守っていくことにプラスして、事業者の方にも入っていただき、日ごろからいろいろな機会を捉えて異変に気づくような体制と、その連絡先を明確化し、対応する仕組みをつくりました。
坂井委員	年齢は関係ないですね。
地域福祉保健部長	関係ありません。
坂井委員	ひとり暮らしで、働いている方なら会社で「今日、会社に来ないな」でわかるかもしれませんが、働いていない方は対象になることがあるということでしょうか。
地域福祉保健部長	今回、孤立ということで、年齢について定めておりませんので、検討委員会の中でも、中年男性、特に 40 代、50 代の独居の方が心配だという意見が多く委員さんからありました。
坂井委員	数が多くなるのではないかという心配がありますし、先ほどの名簿の話もですが、責任ということが出てくると、一般の方々が避けて通ったりするような形になりはしないかなというのが心配です。
地域福祉保健部長	基本的には、地域の方も当然そうですが、事業者の皆さんについては、仕事の延長線上で、何か変わったことがあったら知らせてください、とお願いをしています。それはあくまでも、できる範囲でやっていただくということで、「なぜ連絡してくれなかったのか」、とか「何で見つからなかったのか」ということで迷惑がかからないようにしたいと考えております。
坂井委員	わかりました。ありがとうございます。
佐々木委員長	ほかにご意見、ご質問ありますでしょうか。
古谷委員	2 番の「災害時要援護者支援事業」について教えていただきたいのですが、この概要の文面は移動という点からの記載かと思いますが、この要援護者というのはどのような方を対象にされているのか、また、医療が必要な方等も含まれているのか、その辺を教えてください。
地域福祉保健部長	現在、災害時の要援護者の方については、ご高齢の方だけの世帯と、障害者の方ということで整理させていただいております。また、重度の医療対応が必要な方についても整理をしております。 要件で言いますと、「在宅の方で要介護 3 以上の方」、それから「要支援または要

	<p>介護認定のあるひとり暮らしの高齢者の方」、または「高齢者世帯でいずれもが要支援または要介護認定の方、認知症高齢者の方」、以上が高齢者の方の範囲でございます。</p> <p>障害のある方につきましては、「自立支援法のサービスの支給決定を受けている身体障害者、知的障害者の方、それから視覚障害者、聴覚障害者及び移動困難な肢体不自由者のうちで身体障害者手帳 1 級から 3 級の方」、それから「愛の手帳をお持ちの A 1、A 2 の方」でございます。</p> <p>また、精神障害の方についても検討はしましたが、関係団体との調整で、今回は対象にしないことになりました。</p>
佐々木委員	医療の関係の質問もあったと思いますが、古谷委員、ご趣旨はよろしゅうございますか。
古谷委員	非常に細かく広く対象にされていることはわかりましたが、先ほど伺った、医療を要する方に関してはこの事業の対象になるのでしょうか。
地域福祉保健部長	<p>これまでは手挙げ方式と言いまして、ぜひ対象にしてくださいと言われた方、それから同意方式と言いまして、この取り組みへの参加の同意をとった方については、既に各自治会・町内会を中心とした組織で 6 割以上、取り組みを行っていただいています。</p> <p>今回、条例の中に個人情報提供についての規定を設け、行政の持っている情報を各防災の組織に提供するという拡充をしました。その名簿の中には、先ほどの要件を満たした高齢者の方、それから障害者の方を今回は対象にしているところですが、医療が必要な方への対応については、拡充する必要について今後、検討したいと思っております。</p>
佐々木委員	よろしゅうございますか。
古谷委員	はい。
佐々木委員	ほかにご質問ございますか。
長谷川委員	今のご説明の中で、いろいろな情報を提供するということですが、私達も昨年 9 月以来、75 歳以上の方を訪問してまいりましたが、提供ではなく、民生委員にはただ見せていただいて、用紙は全てお返しします、コピーをしてはいけませんということですから、私たちの手元に名簿として何も残っていないわけです。これは提供したということではなくて、ただ見せたということだけではないのか、という感じがします。提供する、提供したということであれば、ぜひ、何らかの形で手元に残るようなご配慮をいただけるならば非常に幸ですけど、難しいでしょうか。
地域福祉保健部長	名簿については各区に名簿を出しまして、それをひとり暮らし高齢者で言えば民生委員の皆さんにお出しすることとしています。しかし、先ほどもお話ししました

長谷川委員	<p>ように、区によってお渡しをしている区と、お見せをしている区があります。そういう意味では区によって取り扱いが異なっている部分があると思います。そのあたりは調整し、必要であれば提供できるように担当区に伝えたいと思います。基本的にはお渡しできる準備をしております。</p> <p>しかし現状では手元には残っていませんので、ご配慮いただきますように、また平成 25 年度以降でも結構ですので、ぜひご指導くださいますようお願いしたいと思います。ありがとうございました。</p>
佐々木委員長	<p>ほかにご発言はございますか。</p>
渡部委員	<p>多くの事業が開始されているということで、とても安心ですし、大変うれしく思っています。一点確認させていただきたいのは、多くの実績をお示しいただいているのですが、この実績というのがこれからの到達目標に対する、到達率はどのような状況であるとお考えでいらっしゃるのかということです。2025 年というところで、あと 12 年ですが、その中で到達目標が設定されていると思うのですが、今、どのくらいの到達度で、今後どういう形でそのあたりが拡充していくかというひとつの目算があればお伺いできればと思います。</p>
佐々木委員長	<p>事務局からお願いします。</p>
企画部長	<p>健康福祉局の施策については、さまざまな計画に基づいております。中期 4 か年計画、それから高齢者福祉におきましては高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、また、障害者福祉については障害者プランなどがあり、それぞれ目標を設定しております。その計画の年度ごとの目標を到達すべく、実施計画を立てて行っています。今回ご説明しましたのは、あくまでも社会福祉審議会の答申を踏まえての現状でございます。各計画の実績や到達度については、計画ごとにご説明しています。</p>
佐々木委員長	<p>よろしいですか。</p>
渡部委員	<p>理解できたような、少し難しいような感じがします。もちろん、それぞれの計画に基づいて進められていると思いますので、その方向でよいのですが、私自身、横浜市は広く、人口も多いので、実現していくには難しい側面もあると思っております。ただ、大変よい事業が多く進みつつありますので、確実に進めていただけると大変ありがたいなと思っており、発言をさせていただきました。</p>
佐々木委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それぞれの計画の中での到達度を確認しながら、またこの場でもご報告の機会があればありがたいと思います。</p> <p>ほかにご発言ありますでしょうか。</p>
堀越委員	<p>認知症の人と家族の会の堀越です。よろしくお願いたします。</p> <p>お願いになりますが、今、要援護者のお話しを伺った中で、若年性認知症の方は</p>

<p>佐々木委員長</p> <p>地域福祉保健部長</p> <p>佐々木委員長</p>	<p>どのような形で支援をしてもらえるのかと不安に感じました。若年性認知症の方は経済的にも困っている状態があって、家族の方が昼間は外に出ていて、日中お一人の方がとても多いです。日中、災害が起きた場合に、高齢者にも入らない、精神障害者は今回外すという中で、若年性認知症の方をどのように見つけてもらえるのでしょうか。外見的には若いですし、地域の方たちは気づきにくいのです。また、環境やご家族の状態によっては周りの方に話しにくい状況がありますから、手挙げ方式ではなかなか認知できない部分があると思いますが、そういった埋もれている方がたくさんいらっしゃることをわかっていただいて、支援していただくところを少し考えていただけるとうれしいです。よろしくお願ひいたします。</p> <p>お願ひというお話であります、事務局で何か今お答えできることがあればお願ひします。</p> <p>そのとおりだと思いますので、検討させていただきます。よろしくお願ひします。</p> <p>では、よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、他にご発言がなければ次に進みたいと思ひますけれども、よろしゅうございますか。</p> <p>ただいまの議題については以上にさせていただきます、当局におかれては引き続き答申に対する取り組みをお願ひします。そして、当審議会に適宜説明いただくということで、よろしくお願ひいたします。</p>
<p>4 報告</p> <p>(1) 平成 25 年度健康福祉局予算 (案) について</p>	
<p>佐々木委員長</p>	<p>では、続いて4の「報告事項」に入ります。まず、(1)の平成25年度健康福祉局予算(案)について、説明をお願ひいたします。</p>
<p>企画部長</p>	<p>それでは、説明をさせていただきます。</p> <p><資料4 平成25年度 健康福祉局予算概要 説明></p>
<p>佐々木委員長</p>	<p>ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がありましたら、お願ひいたします。</p>
<p>熊澤委員</p>	<p>36ページの40番の「放射線対策推進事業」について、横浜市ではかなり進んだ検査が行われていると聞いていますが、この予算が半分に近いくらい減っているのは、どういうことでしょうか。今までなされてきたことがどれくらい減ってしまうのか、教えていただきたいです。</p>
<p>健康安全部長</p>	<p>40番の「放射線対策推進事業」で、予算が7,600万円減となっております、これは今年度、放射線のことがありましてから、いろいろな分析のために高い機械、ゲルマニウム半導体核種分析装置を導入してきました。その導入が終わりましたので、その分が減になっているということです。内容的にはこれまでと同じ、ないし</p>

<p>佐々木委員長</p> <p>佐々木委員長</p>	<p>はさらに充実してきているという状況です。</p> <p>他にご意見、ご質問ありますでしょうか。</p> <p>これは資料も膨大でございますし、多岐にわたっておりますので、もしよろしければ今日はここまでにして、何かご質問等あれば、事務局にお聞きいただくということで進めさせていただいてよろしゅうございましょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>では、そのようにさせていただきます。健康福祉局は大変大きな予算であり、一方、横浜市では大変厳しい財政状況という限られた財源の中で、歳入を工夫して事業を進めていかなければいけないということは、大変ご苦労かと思えますけれども、今後、市会のご審議をいただきながら、適切な事業執行をよろしくどうぞお願い申し上げたいと思います。</p>
<p>4 報告</p> <p>(2) 地域主権改革（第1次及び第2次一括法等）に伴う条例の制定・改正について</p>	
<p>佐々木委員長</p>	<p>それでは、続きまして2番目の第2次一括法の施行に関連する各条例の改正について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>企画課長</p>	<p>それでは、資料5に基づき「地域主権改革に伴う条例の制定・改正について」説明させていただきます。</p> <p><資料5 地域主権改革（第1次及び第2次一括法等）に伴う条例の制定・改正について 説明></p>
<p>佐々木委員長</p>	<p>ありがとうございました。ただいまの説明にご質問、ご意見がありましたら、お願いいたします。</p>
<p>渡部委員</p>	<p>主な独自基準一覧の「特別養護老人ホーム等の設備及び運営」の2番目「入所者に対する身体的拘束」の本市独自基準についてですが、これは「記録しなければならない」というところは入った上で、新たに2点を義務化したことという理解でよろしいのでしょうか。</p>
<p>高齢健康福祉部長</p>	<p>はい。</p>
<p>熊澤委員</p>	<p>今の同じ項目の独自基準の中で、「身体的拘束を行う前に入所者またはその家族への説明を義務化」とありますが、この「入所者への説明」はどういうことを念頭に置いて基準として設けられたのか、教えていただけますか。</p>
<p>高齢健康福祉部長</p>	<p>施設がなぜその行為をあなたにするかということの意味を伝えるということですので。状況によっては伝わらない場合もあるかもしれませんが、その努力をするということを求めています。</p>

熊澤委員	その説明が通じる相手に対して身体的拘束が必要な状況があまり想像できません。こう書くことで、入所者に説明しましたということになり、入所者に対して説明をしたということで家族への説明がなされないのではないか、と思ってしまったのですがいかがでしょうか。
高齢健康福祉部長	もちろん、入所者ではなくて、ご家族に説明することができれば、それに越したことはありません。ただ、入所者に伝わるのであれば当然、入所者にいたしますし、理解ができない場合も想定はされると思います。
熊澤委員	身体的拘束は、必要やむを得ない、かなり限定された場面しか許されないとなっていると思いますが、そのときに入所者に対して説明ができる状況というのがあまり想定できないということで意見を申し上げます。
高齢健康福祉部長	いろいろなケースがあって、例えば必要以上にかきむしってしまう人にミトンなど、それを予防するための手袋をつけてもらうなど、いろいろなことがあります。そのようなことも「拘束」ということになります。
佐々木委員長	よろしいですか。
熊澤委員	はい。想像しにくい部分もありますね。
中野委員	小規模多機能型居宅介護のことで、区役所から来てほしいと言われ、行きましたところ、土地の税金について説明がありました。小規模多機能は宿泊施設ではない、つまりグループホームや特養ではないので、住宅としての特例、6分の1か7分の1になる特例は平成25年度よりなくなるとのことでした。今までは年間7万円弱だったのですが、試算では、40万円前後になるというご説明をいただきました。ルールでしたら仕方がないのですが、どうして今なのかうかがいましたところ、小規模多機能ができる頃にはそこまでわかっていないままだったのですが、今は80か所ぐらいでしょうか、たくさんできてきたので、横浜市内で見直しをすることになり、全部の多機能事業所に税金の変更の説明をしているということでした。5月頃に新しい税額の通知が来ることになっていまして、どうしたらいいのか悩んでいます。
佐々木委員長	経緯のご質問ということですね。どういうことなのか説明をお願いします。
中野委員	多分、ここでのご回答は難しいのではないのでしょうか。
高齢健康福祉部長	申し訳ございません。内部での連携がとれていないことで、私どもはまだ聞いておりません。
佐々木委員長	では、別途、関係部署に確認するなり、調べるなりしてお伝えしてください。

高齢健康福祉部長	調べましてから、ご説明させていただきます。
中野委員	はい、お願いします。
佐々木委員長	ほかにご意見、ご質問ありますでしょうか。よろしゅうございますか。それでは、この報告については以上といたします。
4 報告 (3) 横浜市のまちづくり条例の改正について	
佐々木委員長	次に報告事項の(3)「横浜市福祉のまちづくり条例の改正について」、説明をお願いいたします。
福祉保健課長	福祉保健課長の深川です。よろしく申し上げます。 昨年の第4回市会定例会で、「福祉のまちづくり条例」の全部改正をいたしましたので、ご報告をさせていただければと思います。 <資料6 横浜市福祉のまちづくり条例の全部改正について 説明>
佐々木委員長	ありがとうございました。ただいまの説明について、ご意見、ご質問がありましたら、お願いいたします。 (質問等なし)
4 報告 (4) 「よこはま保健医療プラン2013」の策定について	
佐々木委員長	それでは続きまして、「よこはま保健医療プラン2013」の素案についての説明をお願いいたします。
医療政策課長	医療政策課長の魚本と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。 <資料7 「よこはま保健医療プラン2013」の素案について 説明>
佐々木委員長	ありがとうございました。ただいまの説明について、ご意見、ご質問がありましたら、お願いいたします。
中野委員	「4 主な福祉・介護と関連する施策」の(1)「在宅療養」の「医療と福祉の連携」の中で、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」サービスについて触れていますが、私どもの区でもなかなか利用者数が伸びていません。これはただ、周知不足とか利用の促進が不十分だけでなく、単位数の設定上、ほかのサービスとの併用が難しいという声も聞こえています。大きな介護費用を抑えようとする中から生まれたサービスのようにも見え、名前だけ聞くととてもよいものなのですが、利用者が増えていくために、周知とか促進だけではない施策をお考えでしょうか。

高齢健康福祉部長	<p>全国の保険者の多くが実施を躊躇する中、横浜市では、昨年 10 月から全 18 区で 1 事業者ずつサービスを提供できる体制をとりました。直近の利用者は百数十人となっておりますので、当初の見込みどおりという流れではあります。</p> <p>まず、どういったサービスか、ご利用いただく方に知っていただく機会が、最初なので当然なく、どういった方に向けたサービスなのか、ご理解いただくのに時間がかかっているということだろうと思います。サービスをプランニングするケアマネジャーに、「こういう場合に使い勝手がよいサービスである」ということを知っていただくために、各区の居宅介護支援事業者やケアマネジャーの集まりの場所があれば、そこで説明するというのを繰り返しています。徐々に広がってきておりますが、従来から訪問介護を利用していた方については、そのヘルパーとの人間関係ができていたりしますので、変えることがなかなか難しいということは承知しております。</p> <p>逆に、新たに退院をされて医療的なサービスも必要とするような方が困ったときに、「こういったサービスがあります」と、すぐ情報提供できる、つなげられる、そういう体制をつくっておくことが大事だと考え、関係者と連携をとっているところです。</p>
中野委員	ありがとうございます。
佐々木委員長	ほかにご意見、ご質問ありましたら、お願いいたします。
古谷委員	<p>今の在宅医療のところで教えていただきたいのですけれども、「在宅医療連携拠点を整備」ということですが、これは具体的にどういうことなのでしょう。</p> <p>また、「コーディネーター機能を設置」という言葉がありますが、これは拠点の中に設置されるという意味だと思いますが、どういう方を想定しているのか、教えていただけますでしょうか。</p>
医療政策室担当部長	<p>医療政策室担当部長、修理でございます。在宅医療の連携拠点モデルということですが、今、病院を出た後の在宅医を見つけることが難しく、かなり苦勞をされて、その結果、なかなか退院がうまくいかないということがあります。在宅医と病院とをつなげるために、それを調整していく役目を担っていただこうと考えております。具体的には、医療関係に明るい方が役を担うことが大事だと考えておまして、例えば、地域の訪問看護ステーション、特に横浜市の場合は医師会立の訪問看護ステーションが各区にございますので、その、訪問看護師や、MSW、ケースワーカーなどが、ご自分の経験に基づいた知識をもとに、病院と在宅医の間を結ぶようなことができるのではないかと考えております。すぐにうまくいくかどうかについてはやってみないとわかりませんので、あくまでもモデル事業ということで、来年度は 1 カ所ということで考えています。</p>
佐々木委員長	よろしいですか。
古谷委員	はい。

佐々木委員長	他にご意見、ご質問ありますでしょうか。よろしければ、次に進みます。
4 報告	
(5) 「第 2 期健康よこはま 2 1」の策定について	
佐々木委員長	報告事項の最後でございます。(5)「第 2 期健康よこはま 2 1」の策定について、事務局から説明をお願いします。
保健事業課長	保健事業課長の仲嶋でございます。
<資料 8 第 2 期健康横浜 2 1 (案) の概要 説明>	
佐々木委員長	ありがとうございました。ただいまの説明について、ご質問、ご意見ありましたらば、お願いいたします。
古 谷 委 員	私は整形外科医ですので、少し我田引水になると申しわけないとは思いますが、この「健康寿命」と、「運動器」、自分で立って歩くための器官、筋肉ですとか骨関節の重要性をもう少し取り上げてもいいのではないかと思います。 2 番の「横浜市民の健康を取り巻く現状」の中で、要介護状態となる最も大きな原因として脳血管疾患を挙げられておりますけれども、そのほかにも変形性の膝関節症ですとか骨折など運動器が要介護状態となる大きな原因になっているかと思えます。 整形外科学会では、ロコモティブ・シンドローム、運動器症候群といますが、運動器の不全症候群ということを大きな問題として、キャンペーンを行っているところです。国の施策の健康づくり 2 1 の中にもロコモティブ・シンドロームが取り上げられておりますので、横浜市でもぜひ、ひとつ含めていただければと思います。以上でございます。
健康安全部長	先生、ありがとうございました。ロコモティブ・シンドロームの関係については、今、お手元にお配りしておりますのは概略のみの記載ですが、高齢期の取り組みとして、ロコモティブ・シンドロームの認知率を高めていくといったことで具体的な行動目標を設定しております。また、食の部分でも、高齢期にある方、それから成人期にある方では食べ方も違いますし、先ほどの骨折や骨粗しょう症の関係もございますから、そういったことも注意しながらこの取り組みを進めていくことで考えております。
佐々木委員長	他にご発言ありますでしょうか。この報告についてはよろしゅうございませうか。
5 その他	
佐々木委員長	ありがとうございます。本日、予定しておりました議事は以上でございますけれども、委員の方から何かご発言ありますでしょうか。
竹 田 委 員	申し訳ありません。いずれも終わった議案のことですけれども、4 点ほど申し上

げます。

まず、福祉人材の確保ですが、不況ゆえに、ここ数年間あまり問題がなかったのですが、数カ月前から突然、各法人とも人が採れなくなり出したという話が上がっております。過去には日本で最も介護人材難が起きた横浜市ですので、今後、状況の推移によって緊急の施策を立てる必要があるかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それから 2 点目は災害時の支援に関することです。横浜市は地域ケアプラザが非常にすぐれた機能を持っていて、各区の施策も地域ケアプラザを核に、緊急支援とか要援護の受け入れという想定になっています。その地域ケアプラザの後ろにある施設には、高齢・保育・障害、いずれもあまり横浜市からも積極的な働きかけがありませんし、団体としても、災害時にどうするというストーリーもないようです。逆に言うとな国的には地域ケアプラザのようなものがないゆえに、それなりの施策を立てているようです。このことについては比較的まとまっています高齢の施設で、横浜市にも参加いただいて、「いざとなれば食事も出せる」、「24 時間のお世話もできる」ということなど、やはり施設ですので役に立てるように、一緒に検討していきたいと思っております。そこでできたノウハウを障害や保育のほうに広げていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それから、3 点目、地域主権改革についてですが、従来から市・県、あるいは高齢の場合は国保連等もですが、同じような内容の書類が異なるフォーマットでたくさん求められ、この作業が大変ということが問題になっております。ぜひこの地域主権改革に伴って書類量が減るよう、積極的な見直しをしていただければと思っております。

最後になりますが、熊澤委員がご指摘になった拘束ですけれども、実は私も非常に奇異に感じております。熊澤委員がおっしゃったのは、おそらく 1 つはご本人に説明をしてご納得いただけるような状況そのものがまず身体拘束をする状況には当たらない、相当しないのではないかとというご指摘、もう一つは、それを言い訳に使って身体拘束をするのではないかとというご心配だと思っております。平成 11 年に厚生省が家族についても身体拘束の禁止を出しておりますが、それ以前、家族が希望するから身体拘束をしていますというような話は随分出ていました。その背景には、身体拘束を断れば結果として施設から出されるという家族の心配がありました。くれぐれもこの部分、取り扱いは十分ご注意くださいと同時に、そもそも身体拘束を基本的に認めないという方向に、ぜひ横浜市が指導に動いていただきたいと思っております。私どもの法人でも全面的な廃止にずっと取り組んでおりますし、団体内でも呼びかけております。今までですと「身体拘束をそもそもやめてください」あるいは「この身体拘束はおかしい」という指導よりは、「記録をきちんと残してください」という指導で、勘違いが起るような指導の方向もあったように思います。その点も踏まえ、私は熊澤委員がおっしゃっている不安は非常に了解がいったわけですが、取り扱いに気をつけていただき、加えれば、事前に説明というのは、そもそも切迫性の時点で身体拘束の要件を満たしませんので、事後説明が基本になると思いますが、健康福祉局への報告まで入れられたほうが良いと私は思います。以上です。

佐々木委員長

ありがとうございました。ただいま、4 点についてご意見を頂戴したということ

企 画 課 長	<p>でよろしゅうございましょうか。</p> <p>それでは、議事は以上といたします。事務局から説明はありますか。</p> <p>本日は多くの議題の中で、ありがとうございました。資料が多くなってございますので、ご希望の委員の方には後日事務局から郵送させていただきます。郵送を希望される委員の方は、資料を席上に置いてお帰りいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
佐々木委員長	<p>以上をもちまして、本日の社会福祉審議会を終了したいと思います。長時間、どうもありがとうございました。予定時間を若干過ぎましたけれども、議事へのご協力をありがとうございました。</p>
閉会	